

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎市興行場法施行細則の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市興行場法施行細則の一部改正について

資料2 市内興行場一覧

資料3 川崎市興行場法施行細則の一部改正のパブリックコメントについて

令和2年1月23日

健康福祉局

1 川崎市興行場法施行細則について

川崎市興行場法施行細則において興行場の構造設備基準を規定している。健康増進法の一部改正に伴い、国の基準の内容にあわせて、川崎市興行場法施行細則の興行場の喫煙所の規定に関して一部改正を行う。また、基準を厳格化することから、パブリックコメントを実施する。

興行場とは

- 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設（興行場法第1条）
具体例：映画館、劇場、寄席、音楽堂、野球場等
 - 営業を行う場合には興行場法に基づき保健所長の許可を得なければならない（興行場法第2条）
 - 興行場営業は、条例で定める構造設備基準及び衛生措置基準（換気、照明、防湿、清潔等）に従わなければならない（興行場法第2条第2項、第3条第2項）
- ※市内施設数：37施設（令和元年12月末現在）

2 健康増進法等の一部改正の内容について

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年7月25日平成30年法律第78号）、健康増進法施行令・同施行規則の一部改正のいずれも令和2年4月1日全面施行される。

施設等の区分等について

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとした。

健康増進法（第1種施設について令和元年7月1日一部施行済、令和2年4月1日全面施行）				
法の区分	定義	施設例	遵守すべき事項	
特定施設	第1種施設	多数の者が利用する施設で、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設	学校、病院、児童福祉施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎等	敷地内禁煙
	第2種施設	多数の者が利用する施設のうち、第1種施設及び喫煙目的施設以外の施設	●飲食店等 ●映画館、集会場等（興行場）	原則屋内禁煙（喫煙専用室内のみ喫煙可）
	喫煙目的施設	多数の者が喫煙する場所を提供することを目的	喫煙が主目的のバー、スナック等	施設内喫煙可能
屋外や家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙者は、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない ●施設の管理権限者は、喫煙所を望まない受動喫煙を生じさせない場所とするように配慮しなければならない 			

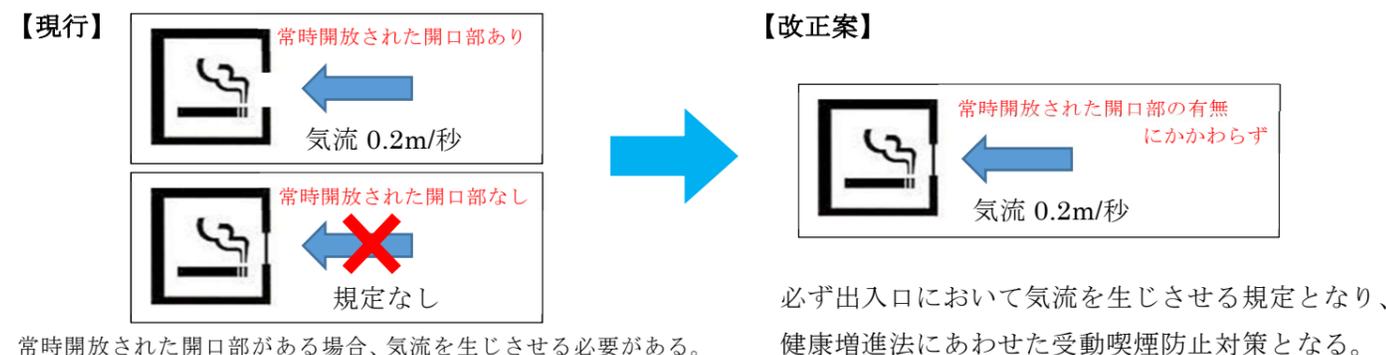
3 川崎市興行場法施行細則の改正内容

健康増進法の一部改正による内容にあわせた川崎市興行場法施行細則の一部改正を行う。

(1) 第7条の改正

健康増進法の一部改正により定められた技術的基準（健康増進法施行規則第16条第1項）	川崎市興行場法施行細則（第7条第1項）	
	現行	改正案
たばこの煙（蒸気を含む。以下この条及び第十八条において同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。	第1号 喫煙所（条例第3条第1項第6号に規定する喫煙所をいう。以下同じ。）と喫煙所以外の区域との境界に、 たばこの煙 を通過させない構造を有する壁、仕切り等を有すること。	第1号 喫煙所（条例第3条第1項第6号に規定する喫煙所をいう。以下同じ。）と喫煙所以外の区域との境界に、 たばこの煙（蒸気を含む。以下、同じ。） を通過させない構造を有する壁、仕切り等を有すること。
出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。	第2号 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部 において喫煙所以外の区域から喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせる設備を有すること。	第2号 出入口 において喫煙所以外の区域から喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせる設備を有すること。
たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。	第3号 喫煙所において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備を有すること。	第3号 （改正部分なし）

●改正内容の模式図（第7条第1項第2号）



(2) 第10条の改正（第10条第1項第1号）

- 川崎市興行場法施行細則 第10条は入場者の遵守事項を定めており、「喫煙所以外の区域で喫煙しないこと。ただし、野外興行場においては、この限りでない」と規定しているが、健康増進法の改正により屋外においても周囲の状況に配慮を要することから、ただし書きを削除する。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年1月23日～令和2年2月21日 パブリックコメント実施
- 令和2年2月 パブリックコメント結果公表及び細則改正 ●令和2年4月1日 改正細則施行

市内興行場一覧

	営業所名称	所在地	喫煙所の有無 (有:○ / 無:×)
1	川崎競輪場	川崎市川崎区富士見2-1-6	○
2	大島劇場	川崎市川崎区大島2-35-6	×
3	(株)よみうりランド川崎競馬場	川崎市川崎区富士見1-5-1	○
4	川崎ロック	川崎市川崎区南町5-16	○
5	クラブチッタ	川崎市川崎区小川町5-7	○
6	チネチッタ	川崎市川崎区小川町4-1	○
7	TOHOシネマズ川崎	川崎市川崎区駅前本町8	×
8	川崎富士見球技場	川崎市川崎区富士見2-1-9	×
9	カルッツかわさき(川崎市スポーツ・文化総合センター)	川崎市川崎区富士見1-1-4	×
10	川崎市産業振興会館	川崎市幸区堀川町66-20	×
11	川崎シンフォニーホール	川崎市幸区大宮町1310	×
12	109シネマズ川崎	川崎市幸区堀川町72-1ラゾーナ川崎プラザ 5F	×
13	ラゾーナ川崎プラザソル	川崎市幸区堀川町72-1ラゾーナ川崎5-2	×
14	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1-11-2	×
15	ラゾーナ川崎プラザ ルーファ広場	川崎市幸区堀川町72-1	○
16	川崎市とどろきアリーナ	川崎市中原区等々力1-3	×
17	川崎市等々力陸上競技場	川崎市中原区等々力1-1	○
18	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3-1100-12	×
19	川崎市市民ミュージアム	川崎市中原区等々力1-2	×
20	川崎市総合福祉センター	川崎市中原区上小田中6-22-5	×
21	川崎市国際交流センター内ホール	川崎市中原区木月祇園町2-2	×
22	川崎市男女共同参画センター	川崎市高津区溝口2-20-1	×
23	川崎市民プラザ	川崎市高津区新作1-19-1	×
24	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1-4-1	×
25	溝ノ口劇場	川崎市高津区久本3丁目1番5号	×
26	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2-20-4	×
27	お化け屋敷(よみうりランド)	川崎市多摩区菅仙谷4-1-1	×
28	アニマルレスキュー(よみうりランド)	川崎市多摩区菅仙谷4-1-1	×
29	日テレらんらんホール(よみうりランド)	川崎市多摩区菅仙谷4-1-1	×
30	太陽の広場ステージ(よみうりランド)	川崎市多摩区菅仙谷4-1-1	×
31	読売ジャイアンツ球場	川崎市多摩区菅仙谷4-1-1	×
32	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1775-1	×
33	公益財団法人川崎市文化財団多目的ホール	川崎市麻生区万福寺1-2-2	×
34	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1-5-2	×
35	イオンシネマ新百合ヶ丘	川崎市麻生区上麻生1-19-1	×
36	川崎市アートセンター	川崎市麻生区万福寺6-7-1	×
37	株式会社 劇団民藝	川崎市麻生区黒川649番地1	×

(令和元年12月末現在)

川崎市興行場法施行細則の一部改正について

ー市民の皆様から御意見を募集しますー

川崎市興行場法施行細則において、興行場の構造設備基準を規定しており、健康増進法の一部改正に伴い、国の基準の内容にあわせて川崎市興行場法施行細則の興行場の喫煙所の規定に関して一部改正を行います。

健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙が禁止され、施設の管理権限者が講ずべき措置等について定められました。

健康増進法の一部改正による内容にあわせて、川崎市興行場法施行細則の一部を改正するものです。

つきましては、川崎市興行場法施行細則における興行場の喫煙所の構造設備の基準等について、市民の皆様から御意見を募集します。

1 主な改正内容

- 喫煙所に関する構造設備の基準の設定
- その他上記以外の所要の改正

2 施行時期

令和2年4月1日（水）（予定）

3 募集期間

令和2年1月23日（木）～2月21日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

4 閲覧場所

- (1) 川崎市のホームページ「意見公募」のページ
- (2) 健康福祉局保健所生活衛生課（ソリッドスクエア西館12階）
- (3) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
- (4) 各区役所（市政資料コーナー、衛生課）

5 意見提出方法

次のいずれかの方法により、「題名」「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記の上、御意見をお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

(2) 郵送、FAX又は持参

下記の提出先に郵送、FAX又は持参ください。なお、郵送の場合は締切日当日の消印まで有効です。また、持参の場合は土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分までにお越しくください。

【郵送先】

健康福祉局保健所生活衛生課
〒210-8577 川崎区宮本町1番地

【FAX】

044-200-3927 (生活衛生課FAX)

【持参先】

健康福祉局保健所生活衛生課
幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館12階

6 意見の締め切り

令和2年2月21日(金)(郵送は、当日消印有効)

ただし、持参の場合には、2月21日(金)の17時までとします。

7 注意事項

(1) お寄せいただきました御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせてホームページ上及び上記の資料配布場所にて公表します。

(2) 電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

(3) 記載いただきました個人情報、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

8 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

郵送先 〒210-8577 川崎区宮本町1番地

持参先 幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館12階

(8:30~12:00、13:00~17:15 土日祝日を除く)

※郵送先と持参先の住所が異なりますので御注意ください。

電話：044-200-2448 (8:30~17:15 土日祝日を除く)

FAX：044-200-3927

川崎市興行場法施行細則の一部改正について

1 川崎市興行場法施行細則について

川崎市興行場法施行細則において興行場の構造設備基準を規定しています。健康増進法の一部改正に伴い、国の基準の内容にあわせて、川崎市興行場法施行細則の興行場の喫煙所の規定に関して一部改正を行います。また、基準を厳格化することから、パブリックコメントを実施します。

興行場とは

- 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設（興行場法第1条）
具体例：映画館、劇場、寄席、音楽堂、野球場等
 - 営業を行う場合には興行場法に基づき保健所長の許可を得なければならない（興行場法第2条）
 - 興行場営業は、条例で定める構造設備基準及び衛生措置基準（換気、照明、防湿、清潔等）に従わなければならない（興行場法第2条第2項、第3条第2項）
- ※市内施設数：37施設（令和元年12月末現在）

2 健康増進法等の一部改正の内容について

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年7月25日平成30年法律第78号）、健康増進法施行令・同施行規則の一部改正のいずれも令和2年4月1日全面施行されます。

施設等の区分等について

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとされました。

健康増進法（第1種施設について令和元年7月1日一部施行済、令和2年4月1日全面施行）				
法の区分	定義	施設例	遵守すべき事項	
特定施設	第1種施設	多数の者が利用する施設で、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設	学校、病院、児童福祉施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎等	敷地内禁煙
	第2種施設	多数の者が利用する施設のうち、第1種施設及び喫煙目的施設以外の施設	●飲食店等 ●映画館、集会場等（興行場）	原則屋内禁煙（喫煙専用室内のみ喫煙可）
	喫煙目的施設	多数の者が喫煙する場所を提供することを目的	喫煙が主目的のバー、スナック等	施設内喫煙可能
屋外や家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙者は、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない ●施設の管理権限者は、喫煙所を望まない受動喫煙を生じさせない場所とするように配慮しなければならない 			

3 川崎市興行場法施行細則の改正内容（案）

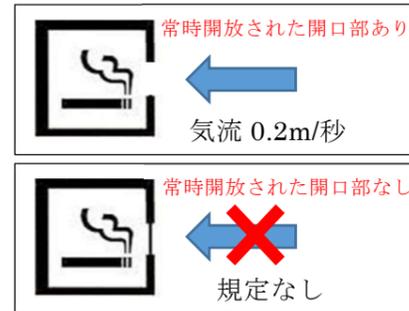
健康増進法の一部改正による内容にあわせて川崎市興行場法施行細則の一部改正を行います。

（1）第7条の改正

健康増進法の一部改正により定められた技術的基準（健康増進法施行規則第16条第1項）	川崎市興行場法施行細則（第7条第1項）	
	現行	改正案
たばこの煙（蒸気を含む。以下この条及び第十八条において同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。	第1号 喫煙所（条例第3条第1項第6号に規定する喫煙所をいう。以下同じ。）と喫煙所以外の区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を有すること。	第1号 喫煙所（条例第3条第1項第6号に規定する喫煙所をいう。以下同じ。）と喫煙所以外の区域との境界に、たばこの煙（蒸気を含む。以下、同じ。）を通過させない構造を有する壁、仕切り等を有すること。
出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。	第2号 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において喫煙所以外の区域から喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせる設備を有すること。	第2号 出入口において喫煙所以外の区域から喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせる設備を有すること。
たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。	第3号 喫煙所において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備を有すること。	第3号 （改正部分なし）

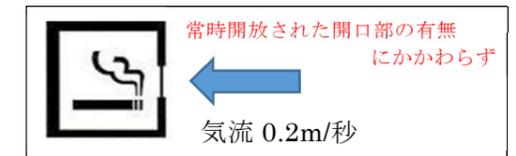
●改正内容の模式図（第7条第1項第2号）

【現行】



常時開放された開口部がある場合、気流を生じさせる必要があります。

【改正案】



必ず出入口において気流を生じさせる規定となり、健康増進法にあわせて受動喫煙防止対策となります。

（2）第10条の改正（第10条第1項第1号）

- 川崎市興行場法施行細則 第10条は入場者の遵守事項を定めており、「喫煙所以外の区域で喫煙しないこと。ただし、野外興行場においては、この限りでない」と規定していますが、健康増進法の改正により屋外においても周囲の状況に配慮を要することから、ただし書きを削除します。

○川崎市興行場法施行条例

平成24年12月14日条例第62号

川崎市興行場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3条第2項の規定による興行場の設置の場所、構造設備及び衛生上必要な措置の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の場所の基準)

第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所の基準は、興行場を設置しようとする場所の周囲に不浸透性材料による排水溝が設けられていることその他の公衆衛生上必要な措置が講じられていることとする。

(構造設備の基準)

第3条 法第2条第2項の規定による興行場全般の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 窓、給気口、排気口その他外壁の開口部には、金網その他のねずみ、昆虫等の侵入を防止するための設備を有すること。
- (2) 床が地盤面から45センチメートル未満の場合は、床面がコンクリートその他の不浸透性材料で覆われていること。
- (3) 客席は、食堂、便所及び売店と隔壁等により区画されていること。
- (4) 便所は、興行場内に有すること。ただし、興行場が当該興行場以外の用途に主として供する建築物の中に設置された小規模なものである場合において、当該興行場に近接した場所に適当な規模の便所が設置されているときは、この限りでない。
- (5) 各階に便所を有すること。ただし、階段の踊り場に近接した場所等に設置する場合は、この限りでない。
- (6) 喫煙所（専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。以下同じ。）を設ける場合は、当該喫煙所は、喫煙所以外の区域へのたばこの煙の流出を防止できるものとして規則で定める構造設備の基準に適合するものであること。

2 法第2条第2項の規定による興行場の空気環境に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 興行場には、機械換気設備（送風機の機械力を利用して室内の空気を入れ換える設備をいう。以下同じ。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）を有すること。

(2) 次の区分により、客席に、機械換気設備又は空気調和設備を有すること。

ア 客席の床面積が400平方メートルを超える興行場又は地下に客席がある興行場にあつては、空気調和設備又は給気用送風機及び排気用送風機を併用した機械換気設備を有すること。

イ 客席の床面積が150平方メートルを超え400平方メートル以下の興行場にあつては、空気調和設備、給気用送風機及び排気用送風機を併用した機械換気設備又は給気用送風機及び容易に排気を屋外に排出できる自然排気口を併用した機械換気設備を有すること。ただし、自然給気口からの外気の供給が不足するおそれがない興行場にあつては、排気用送風機及び自然給気口を併用した機械換気設備をもってこれに代えることができる。

(3) 前号に規定する機械換気設備又は空気調和設備の換気能力は、客席の床面積1平方メートル当たり毎時60立方メートル以上であること。

3 法第2条第2項の規定による興行場の照明設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客席、ロビー、休憩室、廊下、階段及び便所にあつては床面において150ルクス以上、出入口、売店及び入場券売場にあつては床面から85センチメートルの高さにおいて300ルクス以上の照度を満たす機能を有すること。

(2) 上演等中、客席内の通路の床面において0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有すること。

4 法第2条第2項の規定による興行場の便所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 男性用及び女性用に区分すること。ただし、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる構造の便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設置した便所の場合は、この限りでない。

(2) 便所の出入口は、直接客席に開口しない構造であること。ただし、水洗便所であつて、当該便所と客席との間に部屋を設けた場合は、この限りでない。

(3) 床面及び床面から少なくとも1メートルまでの内壁は、不浸透性材料を用いて造られ、清掃が容易に行える構造であること。

(4) 便器は、陶磁器製その他不浸透性材料で造られた物であること。

(5) 清浄な水を供給できる適当な数の流水式手洗設備を有すること。

(6) 便器の数は、次の表の左欄の客席の床面積（第1項第5号ただし書に該当する場合にあつては、興行場の入場者の便所ごとの利用状況に応じて、各階の客席の床面積を便所ごとに配分した場合の便所ごとの床面積）に応じ、同表の右欄の割合によって得られた数とし、かつ、男性用の便器の数は、小便器5個以内ごとに大便器1個とする。

客席の床面積	割合
300平方メートル以下	15平方メートルごとに1個
300平方メートルを超え600平方メートル以下	20個＋（床面積－300平方メートル）につき20平方メートルごとに1個
600平方メートルを超え900平方メートル以下	35個＋（床面積－600平方メートル）につき30平方メートルごとに1個
900平方メートルを超える場合	45個＋（床面積－900平方メートル）につき60平方メートルごとに1個

（衛生上必要な措置の基準）

第4条 法第3条第2項の規定による興行場全般の衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客席、ロビー、便所その他入場者が利用する場所は、毎日清掃し、常に清潔に保つとともに、必要に応じて消毒を行う等衛生上支障がないようにすること。
- (2) ねずみ、昆虫等の生息状況について、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の駆除を実施するとともに、当該調査及び駆除の実施記録を2年間保存すること。
- (3) 客席内の見やすい場所に温度計及び湿度計を設け、営業時間中常に快適な温度及び湿度を保つようにすること。

2 法第3条第2項の規定による興行場の空気環境に係る衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正な機能が保持されるよう整備すること。
- (2) 機械換気設備を使用する場合は、次の基準を満たす空気環境を維持すること。
 - ア 客席の炭酸ガス含有率は、100万分の1,500以下であること。
 - イ 客席の浮遊粉じん量は、空気1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。
- (3) 空気調和設備を使用する場合は、前号に掲げる基準のほか、次の基準を満たす空気環境を維持すること。
 - ア 客席の温度は、17度から28度までの範囲に保ち、冷房する場合の外気との温度差は、おおむね7度以内とすること。
 - イ 客席の相対湿度は、30パーセントから80パーセントまでに保つこと。

ウ 客席の気流は、毎秒0.5メートル以下であること。

3 法第3条第2項の規定による興行場の照明に係る衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 照明設備は、定期的に保守点検し、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、又は取り替えること。

(2) 照度は、定期的に測定すること。

4 法第3条第2項の規定による興行場における清潔その他衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 入場者の事故の発生に備え、救急医薬品等を適切に配備するとともに、医療機関と迅速、かつ、適切に対応できる体制を確立しておくこと。

(2) 感染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと。

(3) 従業員の衣服は、常に清潔に保つこと。

(4) 興行場内（喫煙所を設ける場合は、喫煙所以外の区域）において喫煙が禁止されている旨を入場者及び従業員に周知すること。

(仮設興行場の構造設備基準の特例)

第5条 一時的に興行場として使用する施設（以下「仮設興行場」という。）に係る法第2条第2項の規定による構造設備の基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 仮設興行場は、板、布その他これらに類するもので囲まれていること。

(2) 用材は、堅固な物を用い、客席の床は板張りその他これに類する構造であること。

(3) 客席に栈敷を設ける場合には、その高さは1.5メートル以下とし、栈敷の下に客席を有しないこと。

(4) 客席内の通路、男性用及び女性用に区分した便所並びに照明設備を有すること。

(5) 喫煙所を設ける場合は、規則で定める構造設備の基準に適合するものであること。

(適用除外)

第6条 市長は、仮設興行場又は客席が屋外に設けられる興行場であることにより、第2条から前条までに規定する基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の一部を適用しないことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○川崎市興行場法施行細則

昭和47年3月31日規則第39号

改正

昭和53年5月2日規則第41号
昭和59年9月29日規則第81号
昭和61年6月23日規則第51号
昭和62年3月31日規則第33号
平成9年3月31日規則第11号
平成11年3月31日規則第15号
平成11年4月30日規則第54号
平成12年3月31日規則第36号
平成13年3月30日規則第27号
平成16年6月28日規則第63号
平成17年2月23日規則第3号
平成17年3月31日規則第28号
平成17年5月31日規則第68号
平成23年3月31日規則第23号
平成25年3月29日規則第39号
平成28年3月31日規則第28号
平成30年9月11日規則第68号
令和元年6月21日規則第5号

川崎市興行場法施行細則

(趣旨)

第1条 興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行については、法、興行場法施行規則（昭和23年厚生省令第29号）及び川崎市興行場法施行条例（平成24年川崎市条例第62号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(営業の許可申請)

第2条 法第2条第1項の規定により、業として興行場を經營しようとする者は、興行場営業許可申請書（第1号様式）に次条に掲げる書類を添えて保健所長に申請しなければならない。

(営業許可申請書の添付書類)

第3条 前条に規定する書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 興行場施設の配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、建築物の位置、敷地の面積及び興行場の面積を記入したもの）
- (2) 興行場の各階平面図（縮尺及び方位並びに客席、便所、喫煙所、食堂、売店、廊下その他各種設備の配置及び面積を記入したもの）
- (3) 興行場の2面以上の立面図
- (4) 興行場を中心として半径200メートル以内の見取図（縮尺、方位及び主要道路を記入したもの）
- (5) 換気及び冷暖房設備の構造仕様の概要並びに中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備にあっては、当該設備の系統図及び各階平面図
- (6) 法人の場合は、登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類のうち、第1号から第3号まで及び第5号の書類は、譲受けの場合で既存の施設に変更のないときは、省略することができる。

（許可又は不許可の通知）

第4条 保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、興行場営業許可書（第2号様式。以下「営業許可書」という。）を申請者に交付する。

2 法第2条第2項の規定により許可をしないときは、不許可通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により営業許可書の交付を受けた者は、当該営業許可書を興行場内の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

（承継による届出）

第5条 興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が相続、合併又は分割により行う法第2条の2第2項の規定による届出は、興行場営業承継届（第4号様式）により行うものとする。

（変更等の届出）

第6条 営業者は、第2条の規定による申請書の記載事項を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に興行場営業許可申請書記載事項変更届（第5号様式）又は興行場営業停止（廃止）届（第6号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（喫煙所の構造設備の基準）

第7条 条例第3条第1項第6号及び第5条第5号に規定する規則で定める構造設備の基準は、次

のとおりとする。

- (1) 喫煙所（条例第3条第1項第6号に規定する喫煙所をいう。以下同じ。）と喫煙所以外の区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を有すること。
- (2) 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において喫煙所以外の区域から喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせる設備を有すること。
- (3) 喫煙所において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備を有すること。

（管理者の設置）

第8条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、興行場の管理を行う者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

- (1) 自ら興行場の管理を行わないとき。
- (2) 2以上の興行場を経営しているとき。

（管理者の設置等の届出）

第9条 営業者は、新たに管理者を置いたとき、又は管理者を変更したときは、10日以内に興行場管理者設置（変更）届（第7号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（入場者の遵守事項）

第10条 入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 喫煙所以外の区域で喫煙しないこと。ただし、野外興行場においては、この限りでない。
- (2) 他の入場者の観覧を妨げ、又は公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

（仮設興行場）

第11条 仮設興行場の営業期間は、1箇月以内とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた仮設興行場で保健所長が公衆衛生上支障がないと認めた場合にあつては、その許可期間以内とする。

（台帳の備付け）

第12条 保健所長は、興行場台帳（第8号様式）を備え付け、常にその記載事項を整理しておかなければならない。

（委任）

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則施行の際、神奈川県興行場法施行細則（昭和36年神奈川県規則第94号）の規定により作成された帳簿及び書類で現に使用している帳簿及び書類は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（昭和53年5月2日規則第41号）

(施行期日)

1 この改正規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則（昭和59年9月29日規則第81号）

(施行期日)

1 この改正規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則（昭和61年6月23日規則第51号）

(施行期日)

1 この改正規則は、昭和61年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（昭和62年3月31日規則第33号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行日前に行われた手続きその他の行為で、現に効力を有するものは、この規則による改正前の規則の相当規定により行われた手続きその他の行為とみなす。

3 第1条から第5条までの規定による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するも

のについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（第31条を除く。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成11年4月30日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票（第2条の規定による改正前の川崎市旅館業法施行細則第6号様式を除く。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成16年6月28日規則第63号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成17年 2月23日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 3月 7日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成17年 3月31日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成17年 5月31日規則第68号)

この規則は、平成17年 6月 1日から施行する。

附 則 (平成23年 3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成25年 3月29日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所

所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成30年 9 月11日規則第68号）

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月21日規則第 5 号）

この規則は、令和元年 6 月25日から施行する。

第 1 号様式

(表)

興行場営業許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり興行場を営業したいので、興行場法第2条第1項の規定により許可を申請します。

所 在 地	川崎市 区	電 話
名 称		
営 業 の 種 別		
興 行 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 興行の期間欄は、仮設興行場のみ記入してください。
3 添付書類
川崎市興行場法施行細則第3条に規定する書類

※
手 数 料 徴 収 欄

(裏)

営業施設の構造概要														
建物	構造		造 階建 延べ面積 m ²											
	営業所面積		階 m ²				防虫・防そ設備				有 ()・無			
	床		コンクリート・タイル・その他 ()				客席の区画			有・無				
区	分		階	階	階	階	階	階	階	階	合計			
客席及び 定員	椅子席	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	立見席	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	座席	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
便所	男性用	便器数	大便 個	小便 個	大便 個	小便 個	大便 個	小便 個	大便 個	小便 個	大便 個	小便 個	大便 個	小便 個
		流水式手洗設備	個		個		個		個		個		個	
	女性用	便器数	個		個		個		個		個		個	
		流水式手洗設備	個		個		個		個		個		個	
	車椅子 使用者等用 (男女共用)	便器数	個		個		個		個		個		個	
		流水式手洗設備	個		個		個		個		個		個	
床		コンクリート・タイル・その他 ()				内 壁		コンクリート・タイル・その他 ()						
様式		水洗式・浄化槽式						m						
喫煙所	有 () 階)・無													
	壁、仕切り等の構造													
	常時開放された開口部 有・無													
	気流を生じさせる設備													
換気・ 冷暖房 設備	空気調和設備		空気調和方式 ()											
	機械換気設備		第1種換気設備 (給気用送風機と排気用送風機を有するもの)											
			第2種換気設備 (給気用送風機と自然排気口を有するもの)											
			第3種換気設備 (排気用送風機と自然給気口を有するもの)											
			換気扇											
空気調和設備のない場合		冷房装置の種類												
		暖房装置の種類												
換気能力		床面積 1 m ² /時				m ³		温度計・湿度計		有・無				
照明	客席・ロビー・休憩室・廊下・階段・便所		床面 ルクス											
	上演等中の客席内通路		床面 ルクス											
	出入口・入場券売場・売店		床面から85cmの高さ ルクス											
救急薬品		有・無												
※調査						※復命								
月 日 を指示						_____								
月 日 を指示						_____								
月 日 完備						年 月 日								
						環境衛生監視員 ㊟								

第2号様式

興 行 場 営 業 許 可 書				
			川崎市指令 第 号	
			住 所	
			氏 名	様
<p>年 月 日付けで申請のありました興行場については、興行場法第2条第1項の規定により次のとおり許可します。</p>				
年 月 日			川崎市保健所長 印	
1	営業所所在地	川崎市	区	
2	興行場の名称			
3	営業の種別			
4	構 造			
5	営業所面積	造	階建	延べ面積 m^2
		階	延べ	m^2
			客席	m^2
6	入場者の定員			
7	そ の 他			
<p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p>				

第3号様式

不 許 可 通 知 書				
			川崎市指令 第 号	
			住 所	
			氏 名	様
年 月 日付けで申請のありました			は、次の理由により許可し	
せんで通知します。				
年 月 日			川崎市保健所長 印	
理由				
<p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p>				

第4号様式

興行場営業承継届

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所
氏 名

年 月 日生

電 話

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり営業者の地位を承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

興 行 場	名 称		
	所 在 地		川崎市 区 電話
	種 別		
	許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日川崎市指令第 号
合 併	消滅した法人	所在地	
		名 称	
		代表者の氏名	
	合 併 年 月 日		年 月 日
分 割	分割前の法人	所在地	
		名 称	
		代表者の氏名	
	分 割 年 月 日		年 月 日
相 続	被相続人	住 所	
		氏 名	
		続 柄	
	相 続 開 始 年 月 日		年 月 日

- 注 添付書類
- 1 営業許可書
 - 2 相続の場合は、戸籍謄本
 - 3 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - 4 法人の場合は、登記事項証明書

第5号様式

興行場営業許可申請書記載事項変更届 年 月 日	
(宛先)川崎市保健所長	
住 所 氏 名 年 月 日生 電 話	
(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
次のとおり変更しましたので、川崎市興行場法施行細則第6条の規定により届け出ます。	
所 在 地	川崎市 区
名 称	
営業の種別	
変更の事項	旧 新
変更年月日	
変 更 理 由	
※ 調 査 確 認	意見..... 年 月 日 環境衛生監視員 印

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 添付書類

- (1) 営業許可書
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合は、登記事項証明書
- (3) 施設変更の場合は、変更前及び変更後の図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

第6号様式

興行場営業停止(廃止)届

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所
氏 名

年 月 日生

電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり停止(廃止)しましたので、川崎市興行場法施行細則第6条の規定により届け出ます。

所 在 地	川崎市 区
名 称	
営 業 の 種 別	
停止(廃止)年月日	年 月 日
停止の場合は停止期間	停止 年 月 日から 年 月 日まで
停止(廃止)の理由	

注 添付書類 営業許可書

第7号様式

意見書

題名	川崎市興行場法施行細則の一部改正について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	令和2年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- 意見書の書式は自由ですが、意見書の様式を準備しましたので、必要に応じて御活用ください。
- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。
また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	健康福祉局保健所生活衛生課		
電話番号	044-200-2448	FAX番号	044-200-3927
住所	(郵送) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 (持参) 〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階		